

4月10日は **交通事故死ゼロを目指す日** です!



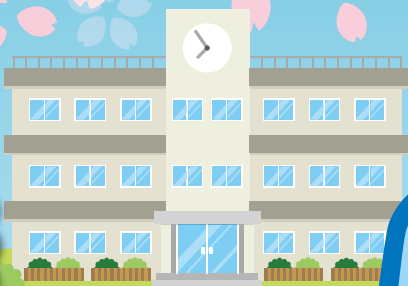
交通安全県民運動

令和8年4月6日月～4月15日水

統一行動日

令和8年
4月6日月

各機関・団体が、
交差点等の街頭において
一斉に交通安全啓発活動および
交通安全指導を行う日です。



運動の重点と
取組み

1. 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
2. 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

福井県交通対策協議会 福井県・福井県警察・福井県教育委員会・県内各市町

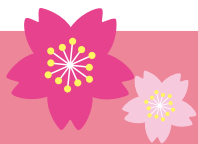
ダイヤモンド 見えたら減速 人チェック

横断歩道&歩行者deSTOP!

横断歩道での「歩行者優先」はマナーではなく、ルールです。



トマレックス



自転車を利用するみなさまへ

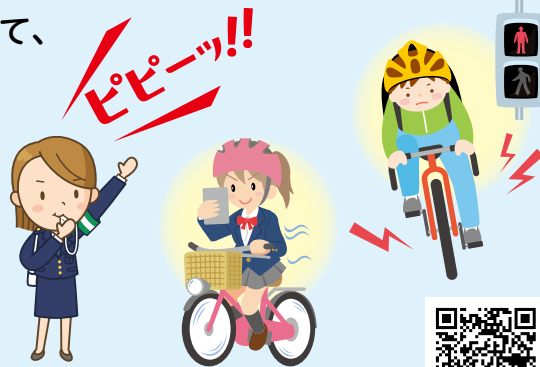
令和8年4月より

自転車でも「交通反則通告制度(通称:青切符制度)」が始まりました!

16歳以上の者による一定の自転車の交通違反について、**青切符**により処理されます。

【対象となる交通違反と反則金の額(抜粋)】

●携帯電話使用等(ながらスマホ)	12,000円
●遮断踏切立入り	7,000円
●信号無視	6,000円
●通行区分違反(右側通行や歩道通行など)	6,000円
●指定場所一時不停止等	5,000円
●傘さし、イヤフォン(大音量)等	5,000円など



詳細は、警察庁HPよりご確認ください。→



自転車のルールを
確認しましょう!

自転車安全利用 **五則** で事故防止



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。左端を通行しましょう。

「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などは、普通自転車は歩道を通行することができます。



普通自転車歩道通行可

歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しましょう。



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。

一時停止のある交差点では必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



夜間は、ライトを点灯

反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



飲酒運転は禁止

酒酔い運転をした場合には、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。



ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故の被害を軽減させるため、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。児童・幼児を保護する責任のある人は自転車用ヘルメットをかぶらせましょう。



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう

「ながらスマホ」は、死亡事故などの重大な事故につながりかねない危険な行為です! 自転車でも「ながらスマホ」は絶対にやめましょう!



自転車保険に加入しましょう

『福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例』により、自転車を利用する場合は、事故に備え自転車保険等に加入する必要があります。



▲詳しくはこちら